

総務委員会会議録

平成25年3月11日(月)
(開会) 9:58
(閉会) 12:13

案 件

1. 議案第 1 号 平成24年度飯塚市一般会計補正予算(第8号)
2. 議案第44号 平成24年度飯塚市一般会計補正予算(第9号)
3. 議案第12号 平成25年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算
4. 議案第27号 飯塚市職員定数条例の一部を改正する条例
5. 議案第28号 飯塚市特別職の職員等の給料の支給の特例に関する条例の一部を改正する条例
6. 議案第29号 飯塚市税条例の一部を改正する条例
7. 議案第36号 飯塚都市計画事業飯塚本町東土地区画整理事業施行規程に関する条例
8. 議案第39号 土地の処分(旧飯塚リサーチパーク)
9. 議案第41号 新市建設計画の一部変更
10. 議案第47号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組規約の変更

【 報告事項 】

1. 飯塚市中心市街地活性化の取組み状況について (中心市街地活性化推進課)
2. 平成25年度の組織・機構について (行財政改革推進室)
3. 東日本大震災被災地職員派遣について (人事課)
4. 市道上の車両損傷事故発生について(2件) (管財課)

○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。「議案第1号 平成24年度飯塚市一般会計補正予算(第8号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○財政課長

議案第1号につきましては、別に配布をいたしております平成24年度の補正予算資料により概要を説明させていただきます。24年度の補正予算資料は2種類ありまして、右肩に追加提案分と書かれたものと書かれていないものがありますが、いまから説明するのは書かれていないほうの予算資料でご説明いたします。

それでは、資料の1ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、一般会計で9億8330万8千円を追加いたしまして、補正後の予算総額を615億4031万円とするもので、表の下に記載しておりますように、主に昨年10月および11月に閣議決定されました国の経済危機対応・地域活性化予備費等を活用した事業等を実施するため補正するものでございます。

次の2ページ以降に補正予算の概要を費目ごとにまとめ、左側に予算書のページを記載しております。その主なものについてご説明いたします。まず、歳入の国庫支出金につきましては、小中学校整備事業に係る学校施設環境改善交付金など、地域活性化予備費等対象事業の財源として合計で約5億9200万円を計上いたしております。諸収入の飯塚研究開発機構出捐金返還金は、基本財産の見直しが行われ、出捐金の一部が返還されるものでございます。市

債につきましては、地域活性化予備費等の活用に伴い計上しております起債対象事業の財源等として追加するものです。なお、今回小中学校施設整備事業の財源として活用いたします緊急防災・減災事業債は、充当率が100%で後年度の元利償還金に対する普通交付税算入が80%、もう一方の学校等整備事業債は、充当率が100%で交付税算入が50%となっております。

次に、歳出についてご説明いたします。職員共済組合負担金につきましては、基礎年金拠出金に係る公的負担率に変更となりましたため、追加をいたしております。総務費の財産管理費では、減債基金積立金について一般財源調整のため、積立予定額を1億6667万9千円減額いたしております。衛生費の上水道費では、水道事業会計補助金670万円を追加しておりますが、これは水道事業の地域活性化予備費等を活用した前倒し事業に係る出資金分でございます。

3ページをお願いいたします。農林水産業費の農業土木費では、有井用排水路改良工事について地域活性化予備費等の対象事業となりましたため、平成25年度予定事業を前倒しで実施とするものであります。教育費の小・中学校整備費では、地域活性化予備費等を活用いたしまして、平成25年度で予定しておりました鯉田小学校以下小学校6校、飯塚第二中学校1校の耐震化・大規模改造事業につきまして、前倒しで実施するため追加するものでございます。同じく小・中学校整備費の鎮西地区および穂波東地区の小中学校統合事業では、実施スケジュールの変更等により減額いたしまして、平成25年度予算に組み替えるものでございます。なお、併設を予定しております児童館・公民館の建設事業費につきましても同様の補正を行っております。

4ページをお願いします。繰越明許費の補正ですが、水道事業会計補助金以下16件の事業につきまして、地域活性化予備費等による事業実施の前倒し、および用地交渉の遅延等々により年度内の完了が見込めないため、追加するものでございます。また、鎮西地区児童館建設事業以下、次の5ページにかけて記載しております7件の変更につきましては、鎮西地区および穂波東地区の小中学校統合事業に係る実施スケジュールの変更等によるものでございます。債務負担行為では、土地開発公社委託分の目尾地域開発事業用地敷および柏の森忠隈線道路敷の公有財産購入費につきまして、期間および限度額を変更するものでございます。8ページ以降に、今回の補正に係る歳入・歳出予算額の推移表および市債・基金の状況表を添付しております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

最後になりますが、今回の国の経済危機対応・地域活性化予備費等の活用に伴いまして、平成25年度当初予算計上予定事業を前倒しで実施することにより、予算計上ベースですが、約4億7000万円の一般財源の削減効果が見込まれております。

以上で、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○永末委員

先ほど、紹介のほうがありました概要について2、3点質問させていただきます。まず、1点目なんですけれども、歳入のほうの諸収入の分で、先ほど研究開発機構の返還金のほうがあるということでご説明ありましたけれども、その分のその基本財産の見直しにより、という理由があったと思うんですけれども、ここをもう少し説明を加えていただけますでしょうか。

○産学振興課長

この度の出捐金の返戻と申しますか、そういったことの見直しにつきましては、平成23年9月に福岡県議会におきまして、県出資法人外郭団体のあり方を見直す調査検討委員会が発足し、同年12月に報告書がまとめられたものでございます。基本財産に占める出捐金の割合が50%以上など、福岡県が外郭団体と位置づける29の団体を対象に検討がされ、その結果

2 団体が廃止、7 団体が事業の見直し、12 団体は基本財産の返還が必要とされております。その内容において、本来団体は県出資による出捐金等の運用益により、事業を実施し、県行政を補完すべきであるが、近年の低金利の影響により、当初予定していた基本財産の運用益が得られず、十分に事業が実施できていない状態にある。また、公益法人改革に伴い、財団法人の法人格の基礎とされていた基本財産については、法人が任意に定められるものとされた。このため、これら団体の基本財産のあり方を抜本的に見直し、不要となった県からの出捐金について、返還を求めべきという報告がなされたものでございます。その結果、及び福岡県当局への要請を受けて、平成24年2月14日に当時の財団法人飯塚研究開発機構に対して、福岡県知事より県出資金の返戻要請がございました。そういったことを起因として、この度の措置となったものでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永末委員

続けて、質問させていただきます。歳出のほうの地域振興費の中の八木山線バス路線維持負担金のとこなんですけれども、こちら今回補正で400万円ほどあがってきているかと思うんですけれども、これの理由として平成24年度下期分見込額を含めて計上とありますけれども、ここの説明を少しくわえていただけますでしょうか。

○商工観光課長

八木山線バス路線維持負担金につきましては、通常平成24年度分につきましては、平成23年度の下期と24年度の上期で計算をしてお支払いをしております。今回、平成25年度から廃止となりますため、24年度の下期分につきましては、通常25年度の当初予算で計上すべきところがございますけれども、25年度から廃止ということになりますので、下期分にしてきまして、24年度中に清算をするということでこの部分につきましては、追加計上という形でさせていただいているところでございます。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

○永末委員

3ページの小学校整備費のところなんですけど、耐震化大規模改造事業費でかなりの額の補正があがってきているかと思うんですけれども、先ほど市債のほうで説明がありましたけれども、もともとの市債のほうとして緊急防災減災事業債というのと学校等整備事業債というのを、2つを元手にこの事業をされるというふうな形で書いてあるかと思うんですけれども、先ほど交付税の算入率が80%と50%で割合が違ったと思うんですけれども、これはそれぞれ学校、鯉田小とか飯塚東小とか飯塚とか片島とかあがっていますけれども、例えば鯉田であれば、緊急防災を使ってらっしゃるし、飯塚東であれば、学校等整備事業債を使っているんですけれども、これはそれぞれこの事業のときにはこれを使う、この事業のときにはこれを使うみたいなわけ方があるんですか。

○財政課長

今回の補正、地域活性化予備費等が2回に分かれて閣議決定がされております。10月26日に閣議決定された事業につきましては、学校等整備事業債、これを使うことと指定がされている分で、もう1回ありました11月30日に閣議決定されました、地域活性化予備費の対象事業となったものは、この緊急防災減災事業債、こちらを使うこととされたもので、その分の指定の違いでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第1号 平成24年度飯塚市一般会計補正予算(第8号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第44号 平成24年度飯塚市一般会計補正予算(第9号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○財政課長

議案第44号につきましては、こちらにも別に配布いたしております平成24年度の補正予算資料、今回の分は右肩に追加提案分と記載されている資料でございます。こちらにより概要を説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、一般会計で19億6368万8千円を追加いたしまして、補正後の予算総額を635億399万8千円とするものでございます。表の下に記載しておりますように、国の補正予算(第1号)の関連事業を実施するため補正するもので、当初予算計上事業を含む平成25年度以降の実施予定事業について前倒しを行うものでございます。なお、予算調整時期の関係で、本補正予算と平成25年度当初予算とに重複して計上されている事業がありますが、この重複分につきましては、新年度の補正予算において減額等の調整をさせていただきます。

次の2ページ以降に補正予算の概要を費目ごとにまとめ、左側に予算書のページを記載しております。また、歳出の欄の事業ごとに前倒し事業の区分等を記載しておりますので、ご参照ください。主なものについてご説明いたします。まず、歳入の国庫支出金につきましては、中心市街地活性化事業に係る社会資本整備総合交付金など、国の補正予算関連事業の財源として合計で約8億1400万円を計上いたしております。市債につきましては、起債対象となる事業の財源として、総額で11億3960万円を追加するものです。なお、今回は国の補正予算に伴う起債となるため、充当率は全て100%となります。

次に、歳出についてご説明いたします。総務費の財産管理費では、減債基金積立金について1億1277万5千円を減額し、一般財源の調整をいたしております。本庁舎建設費の新庁舎建設事業費では、避難所の改修が交付金の対象となるため、現庁舎の耐震調査を行うものでございます。

3ページをお願いいたします。労働費、労働諸費の緊急雇用創出事業費では、商店街空き店舗活用事業等を実施し、雇用の創出を図ろうとするものです。土木費の道路橋りょう維持費では、各所道路補修事業費として今後実施を予定しておりました片島・平恒線以下10件の道路補修工事費3億640万円を計上しております。道路橋りょう新設改良費では、中心市街地歩行者空間整備事業として、平成26年度に実施を予定しておりました下町1号線を含む7路線の事業費を計上しております。都市計画総務費におきましても、中心市街地活性化事業の一部前倒しを行うものですが、都市サイン整備事業で平成26年以降予定しておりました中活区域外の現況調査・構想策定等の委託や、区域内のSWC歩行者系サイン整備工事を実施するものでございます。

また、次の4ページに記載しております新飯塚駅周辺整備事業費は、土地開発公社保有の用地を国の補正による交付金を活用して買戻し、駅北側の健幸交流広場整備、および駐輪場の再整備をするものであります。公園費では、当初予算に計上しております公園長寿命化計画策定支援委託料、大将陣公園遊具設置工事および一部平成26年度予定事業を含む中活事業の飯塚緑道整備工事を計上いたしております。住宅建設費におきましても、颯田中央公営住宅ほかの市営住宅外壁等補修工事を実施いたします。教育費の小・中学校整備費では、片島小学校以下

3校の太陽光発電設備設置に係る大規模改造事業、颯田小中学校統合事業、および次の5ページに記載しております飯塚第一中学校の太陽光発電設備設置に係る増築等事業につきまして、前倒しで実施するため追加するものでございます。

繰越明許費の補正ですが、国の補正予算に伴う前倒し事業であり、年度内の完了が見込まれないため、本庁舎耐震診断調査委託料以下14件を追加し、吉原町地区（西鉄バスセンター周辺）再開発事業費補助金以下4件について変更するものでございます。債務負担行為では、土地開発公社委託分の新飯塚駅周辺環境整備敷の公有財産購入費につきまして、期間及び限度額を変更するものでございます。7ページ以降に、今回の補正に係る歳入・歳出予算額の推移表および市債・基金の状況表を添付しております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

最後になりますが、今回の国の補正予算に伴う平成25年度以降の前倒し事業が全て要望額どおり採択されますと、予算計上ベースですが、約3億7600万円の一般財源の削減効果が見込まれております。

以上で、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○永末委員

4ページの一番上の白丸のどこなんですけれども、新飯塚駅周辺整備事業費として3億6900万円、補正のほうであがってきておりますが、別の資料の工事概要のほうの説明でもこちらのほう、記載のほう、どのあたりを整備するという部分がざっとしたところが出ておりますけれども、もう少しこのどういった形で整備するのかという部分の説明をつけ加えていただけないでしょうか。

○都市計画課長

新飯塚駅横の広場でございますけれども、JR新飯塚駅の隣に大規模な遊休地がございます。現在、老朽化した駐輪場がございますのでこの分の更新をするということと、健康をコンセプトとした広場づくりを複合的に整備するものでございまして、まちなか誘導を促進するとともに、まちの魅力を高め交流人口および定住人口増加につなげるため、社会資本整備事業交付金を活用しまして、公社取得になっております土地を買い戻しし、駐輪場および健康広場を一体的に整備するものでございます。

○永末委員

人が周遊できるといいますか、当然行き止まりとかではなく、ずうっと先まで行って抜けて人の流れができるような公園の整備を考えてらっしゃるということでしょうか。

○都市計画課長

いま現在遊休地になって奥のほうが行き止まりとなっております。北側のほうでございましてけれども、広場の整備や遊歩道を整備しまして、歩いて健康を実感できるようなスペースづくりをしたいと思います。それと併せて奥のほうにも通り抜けができるような形で、園路整備をしていきたいというふうに思っております。

○委員長

予定図とかはないんですか。

○都市計画課長

今現在、予定図は今設計をしておりますけれども、概略の予定図はございます。

○委員長

ほかに質疑はありますか。

○永末委員

ぜひこの整備の分ですね、駅前というのはやはりそのまちの1つの象徴といえますか、イ

メージづける部分でもあるかと思しますので、そのあたりの整備をしっかりと行っていただきたいと思ひます。その際に、やはり治安の部分ですとか、こちらあたりちょっと暗いイメージが少しありますので、ぜひ治安が悪くならないように、明るいイメージを出していただけるような形でしっかりと整備を行っていただきたいと思ひます。加えまして、1ページ戻りますけれども、3ページのほうの中心市街地活性化事業費の中で、白丸の2つ目に西鉄バスセンター周辺再開発事業費がありますけれども、再開発事業費の補助金として今回あがってきていますが、この補助金の使い道と申しますか、どういったことに使われるんですか。

○中心市街地活性化推進課長

この件につきましては、本来25年度に予定しておりました建築設計、それに加えて権利返還計画書作成に要する補助でございます。

○永末委員

この予算書の中にあがってきていますけれども、総事業費37億のうち市の負担として8億6千万円あがってきています。かなり、本市の財政規模から考えますと市の負担としても決して軽い負担額ではございません。実際、総務委員会のほうでも報告等で今大体どんなふうな形で進んでいるのかというのとは聞きますけれども、やはりどうしても中心市街地活性化という1つのパッケージの中で語られますので、若干こう見えにくい部分があるなというふうに感じておるのが率直な感想です。全体像が大変見えにくくなっておりますので、そのあたり今回の補助金の使途のほうをご説明いただきましたけれども、金額としてかなり大きくなってきますので、そのあたりもっと詳細な説明なりしていただきたいと思ひますけれども、どうでしょうか。

○中心市街地活性化推進課

いま再開発組合のほうでは事業計画を作成いたしまして、まもなく県のほうに提出する見込みになっております。そういった内容を今後また説明をさせていただきながら、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○宮嶋委員

歳出のほうの本庁舎建設費のところですが、今日も西日本新聞のほうに耐震化のことで飯塚もちゃんと名前が載っておりました。現庁舎の耐震調査ということですが、これはどういう手順で行われるのか、結果がいつごろでるかというのをお聞きしたいんですが。

○庁舎建設対策課長

まず、この診断をする目的でございますけれども、説明書に書いておられますとおり避難所の耐震化というのが補助金の対象になるようになっております。基本的には耐震補強というのが原則でございますけれども、耐震補強が難しい場合については、現在地での建て替えの場合については建て替えについても対象になるようになっております。そのために、前後しますけれども、基本計画にかかっておりますけれども、補助金が見込みが出てきましたので、それが目標でございますけれども、そのためには耐震補強が難しいという判断が必要でございますので、そのために今回耐震診断をおこなおうとするものでございます。繰越明許費であげておられますとおり、平成24年度の予算であがっておりますけれども、予定としましては県等の指導で実施設計にかかるまでには結果がほしいというような意向でございますので、秋をめどに結果がでるものというふうな予定で進めております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○宮嶋委員

労働費のところ、緊急雇用創出事業費があげられておりますが、この商店街空き店舗活用

事業等委託料ですけれども、内容について教えてください。

○商工観光課長

今回の緊急雇用につきましては、企業支援型の地域雇用創造事業に該当するものでございまして、地域に根差した事業を支援することによりまして、地域の雇用の受け皿の確保を図るというものでございます。今回、商店街空き店舗活用事業ということで、これにつきましては、まちづくり会社に委託をしまして、空き店舗出店相談センターの設置、創業支援セミナー等の創業支援等を行うことによりまして、空き店舗を活用していくというふうな事業を組み立てて、やるものでございます。また、概要書にも書いてありますとおり、地元特産品の販売所の運営等をつくりまして、商店街空き店舗を活用していくというふうな事業となっております。今回の緊急雇用につきましては、設立して10年以内の企業に対しまして、そういう雇用を創出するような事業を組み立てるということが、今回の緊急雇用事業の目的でございます。

○宮嶋委員

まちづくり会社というふうに言われましたけれども、これを委託するにあたって、他にこういったことをやっているところがあるのかなのか、その辺、ここに決められた経緯を教えてください。

○商工観光課長

市内でこういう事業をやられているところは、ほかには今のところございませんので、株式会社まちづくり飯塚を想定したところで事業の組み立てを行っているところでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第44号 平成24年度飯塚市一般会計補正予算(第9号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩します

休 憩 10:34

再 開 10:35

委員会を再開します。

次に、「議案第12号 平成25年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人権同和政策課長

「議案第12号 平成25年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算」の補足説明をいたします。予算書の325ページをお願いいたします。第1条において、歳入歳出予算の総額を3681万3千円と定めるものでございます。その主な内容につきまして御説明いたします。328ページをお願いいたします。歳入、2款県支出金、1項県補助金、1目住宅新築資金等補助金の235万8千円につきましては、償還事務に係る県の補助金でございます。329ページをお願いいたします。歳入、5款諸収入、1項貸付金元利収入、1目住宅新築資金等貸付金元利収入の3257万9千円につきましては、国県の住宅新築資金等貸付金の償還金を計上したものでございます。次に、330ページをお願いいたします。歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の2001万1千円につきましては、貸付金の回収に伴う関係経費を計上したものであります。331ページをお願いいたします。歳出、2款公債費、1項公債費の1670万2千円につきましては、市債償還の元金と利子を計上し

たものでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○宮嶋委員

まず、はじめに25年度の滞納を解決するための目標、これはどういうふうになっておりますか。

○人権同和政策課長

平成25年度の目標ということでございますが、件数につきましての削減目標を2件といたしております。金額にいたしましては、217万2409円の増額を見込んでおります。なお、過年度分の回収見込みといたしまして、収納率3.8%、回収金額にいたしまして1508万6千円を見込んでおるところでございます。

○宮嶋委員

件数は減って、滞納金額はふえていくという、本当に不思議な会計なんですけれども、次に、今年度末、まだ終わってないと思いますけれども、これまでの滞納状況の見込みを教えてください。

○人権同和政策課長

平成24年度末の見込みといたしましては、件数が199件、滞納金額は3億9710万1531円を見込んでおるところでございます。

○宮嶋委員

これは昨年度と比べてですね、どういうふうに改善があっているのかなのか、その辺を教えてください。

○人権同和政策課長

平成23年度と比べまして件数といたしましては、8件の減少となる見込みでございます。しかしながら、滞納金額といたしましては、120万5973円の増額となる見込みでございます。

○宮嶋委員

本当に何か不思議な、数字のマジックみたいなんですけれども、仕事をすればするほど滞納が増えていくというふうな感じがします。過年度分についての回収額はどのくらいですか。

○人権同和政策課長

過年度の回収額でございますが、平成24年度の過年度分の収納額は、あくまでも粗い見込みでございますが、1908万5392円を見込んでおります。前年度と比較いたしまして、過年度回収額は約350万円の増となる見込みでございます。

○宮嶋委員

1900万円あまりを大体回収できそうだと。前年度より350万円回収額がふえているということですが、この前進した理由は何でしょうか。

○人権同和政策課長

保証人との交渉によりましてですね、滞納額を一括返還された案件や訪問徴収の際に、一時収入があることが判明したため、交渉によりまして滞納額を一括返還されたものなど、高額な滞納者の入金があったためだと考えております。

○宮嶋委員

一歩前進ということで、こういう事例が続けば、回収件数が減って滞納金額がふえるというようなことにはならないんじゃないかなと思います。長期未納者、大変長い方がいらっしゃるようですけれども、この未納者の状況を教えてください。

○人権同和政策課長

長期未納者の状況でございますが、平成24年度の状況でお答えをいたします。1年未満94人、件数で133件でございます。1年以上2年未満は人数が3人、件数で3件でございます。2年以上3年未満につきましては4名、4件。3年以上4年未満につきましては、8名の9件でございます。4年以上5年未満につきましては、2名の2件。5年以上6年未満につきましては、2名の4件でございます。6年以上7年未満につきましては、2名の2件でございます。7年以上8年未満は、2人で3件でございます。8年以上9年未満につきましては、1名で2件。9年以上10年未満につきましては、1名で2件。10年以上11年未満につきましては2名の3件。11年以上12年未満につきましては1名、1件でございます。12年以上13年未満につきましては、1名、2件でございます。13年以上14年未満につきましては、2名、3件。14年以上15年未満につきましては、1名、1件でございます。15年以上となりますと、19名、件数といたしまして25件でございます。

○宮嶋委員

大変な数字なんですよね。結局、例えば5年以上滞納していた方が1回でも入れられれば、その方は1年未満の滞納ということになるんですかね。

○人権同和政策課長

そういうことになります。

○宮嶋委員

ということは、10年以上とか15年以上という数字が出てきましたけど、本当にこの方たちから回収ができるのかっていうあたりをもっと真剣に考えなければならないのではないかなというふうに思います。いま滞納者がどういう理由でこんなに長いことほったらかされて、そういう意味ではいろんな理由があって向こうが払いに来るのをじっと待っておられるわけではないと思いますので、滞納されている方の内訳、どういう理由で滞納されているのか、教えてください。

○人権同和政策課長

滞納者の要因別の内訳でございますが、先ほどご説明をいたしましたかと思いますが、平成24年度末の滞納件数199件についてご説明をいたします。199件中、滞納ではありますが、定期的に納入されている方が94名、133件でございます。1年以上納入されていない方が51名で66件。1年以上納入されていないもののうち、滞納者が死亡されているものが21名の27件。行方不明者が7名の8件。破産が4名の6件。生活保護が7名の9件。収入減少による生活困窮者が12名の16件という内訳となっております。

○宮嶋委員

こういう理由の方たちが支払う意思があるのか能力があるのかというところが問われると思うんですが、このどうしても払えない人たちのための支払い猶予、こういうものはあるのか、お尋ねします。

○人権同和政策課長

支払い猶予規定があるのかどうかということでございますが、従来条例上、支払い猶予の規定はございましたが、きちんとした要綱等基準がですね、なかった現状がございましたので、平成24年度の4月からきちんと基準を定めまして、内容的には生活保護受給者や生活困難者を対象といたしているところでございます。

○宮嶋委員

これはご本人の申請ということになるんでしょうか。その辺と、現在何人の方がどういう理由で猶予を受けてあるのかを教えてください。

○人権同和政策課長

これはあくまでも本人の申請によってですね、基準に則って支払いを猶予しておるところでございます。現在のところ、2名の3件でございますが、いずれも生活保護者及び生活困難者

ということになっております。

○宮嶋委員

今の答弁によると、生活保護を受けてある方が1名、収入減少による生活困窮者が1名ということなんでしょうか、そしたらほかの方に対して、生活保護を受けてある方がこういうお金を返せるはずがないと思いますので、こういう方たちに対する、もちろん本人の申告ということですけども、そういう働きかけとか、そういうのはあってないんでしょうか、じっと申請されるのを待ってあるのか、その辺をちょっとお願いします。

○人権同和政策課長

24年度の頭にきちんとした支払い猶予の規定を設けております。しかしながら、周知の方法について御質問があっているかと思っておりますので、催告書を送る際に、この辺の支払い猶予の規程について皆様にはお知らせをしているところでございます。

○宮嶋委員

生活保護を受けてあっても、御本人の収入が減少で生活が困窮されていても、保証人とかいろいろな方法で一律にこの方は猶予ですよっていうふうにはならないと思いますけれども、やはり整理する意味でこの方がどういう方なのか、今後相談に応じていただけるのかというのを整理する意味でもやっぱりきちんと、督促状とかそういうのは見たくないからなかなか見ないんですよ。それでやっぱりこういう方に関しては、きちんと面談をして、こういう制度もありますと、猶予は猶予できちんとしておけば、それがなくなるわけではないですけども、数字がきちんとすると思うんですよ。そういうのはやっぱりきちんと、まあそういう意味で生活保護が7人、生活困窮者が12人ということですから、郵送ではなくて、直接お会いになって今のその方の状況とかをお聞きになって、その辺きちんと処理していただきたいと思いますが、いかがですか。

○人権同和政策課長

委員御指摘のとおり、そのような努力も現在行っているところでございますが、なかなか行き届かない点もございますので、今後とも一所懸命そういうふうな面談も通じて指導をしてまいりたいというふうに考えております。

○宮嶋委員

それから生活困窮者以外で多いのが死亡、行方不明、破産というのが報告されました。それぞれについて、まあ保証人ももちろんどの場合にもいらっしゃると思いますが、保証人の方も含めてだと思っておりますが、どういうふうにあって、この方たちの回収をスムーズにやっていくのかということでは、どういうことをやっておられるのか。改善策を考えてあるのかどうか、お伺いいたします。

○人権同和政策課長

滞納の原因はいま申し上げましたとおり、さまざまではございますけれども、滞納者につきましては、それぞれ入金指導、分納指導を行っております、定期的に入金されてある滞納者も多数おられます。厳しい経済事情により返済が困難な滞納者や、行方不明や死亡により滞納が続いているケースも多々ございます。死亡者につきましては、相続人の調査を行ったり、行方不明者につきましては、保証人に相談に行ったりもしております。そういう状況の中で、保証人や相続人に対する納入相談を行った結果、納入の約束を取り付けまして、返済を再開したものや、夜間の個別訪問等によりまして、滞納者と面談し入金指導を厳しく行い、24年度においては、保証人が高額な滞納金額を納めて完済したケースもございます。今後とも一所懸命努力をいたしまして、長期滞納の解消のため努力をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお伺いいたします。

○宮嶋委員

御本人も保証人も死亡されていると。行方不明になられて保証人の方もわからないとか、そ

の方が死亡されているとか、いろんなケースがあると思うんですが、それぞれのケースに、一つ一つについて、いついつまでにどうするかというような計画、そういうものをきちんと立てて、不納欠損とか、何か消す処理というのはできないものなのか、ちょっとお尋ねします。

○人権同和政策課長

不納欠損の処分につきましては、当課といたしましては基準を設けております。その基準に適合された場合は不納欠損という措置もとっておるところでございます。どういうふうになっても不納欠損しないかということでございますが、不納欠損の基準はきちんと持っておるところでございます。

○宮嶋委員

では、そういう事例が最近でありますか。

○人権同和政策課長

不納欠損の実績といたしましては、平成21年度に1名1件、理由は本人及び保証人、相続人、いずれも死亡及び物件滅失です。平成22年度におきましては、2名で4件、理由といたしましてはお一人が本人、保証人の死亡及び物件の滅失、もう1名が本人の行方不明、保証人死亡及び物件滅失でございました。それから平成23年度につきましては1名の2件、理由といたしましては、本人が行方不明、保証人が死亡及び物件については競売による売却済ということが1件あっております。24年度につきましては、今のところ0件でございます。

○宮嶋委員

ということは、その分は滞納額は少なくなっているんですかね。消されているんですか。

○人権同和政策課長

不納欠損処分しておりますので、その分は消えております。

○宮嶋委員

それでもなおかつ、一所懸命努力されて回収されても、滞納額が年々ふえていっているということで、担当の職員の方は大変な苦勞をされていると思うんですが、結局お金が減っていかないと。何の仕事しているのかちょっとわからないというような状況にあります。そういうことではね、改善をされないというふうに私は思っています。ぜひきちっとですね、期限を決めて、何とか、努力もされているようですけれども、回収できる分についてはきちっと回収して、早期に終わらせるということが必要ではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○人権同和政策課長

委員ご指摘のとおりですね、件数が減りましても金額はふえておるという現状がございますので、いろいろ努力を重ねておりますけれども、それでもいずれ完済を迎える滞納者や月の返済額以上に入金をして、滞納の解除をする滞納者もありますので件数は年々減少いたしております。しかしながら、月々決められた返済額をきちんと納められる方ばかりであれば、滞納額がふえることにはなりませんけれども、例えば5万円が毎月支払われていて、相談により3万円に分納したとかいうケースも多数ございますので、そのようなことで金額的には徐々にではありますが、年々ふえておるといった状況が年々続いております。しかしながら、当課といたしましては、滞納件数、金額ともに減らしますように最善の努力をいたしてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○宮嶋委員

いつ終わるか、想像もつかないというか、予定も経ってないようですけれども、ぜひ、こういう問題は早期に終わらせるべきだと思います。もう20年、30年経つとさっきから言われ

ていますように、その家自体がもう老朽化してくるし、転売されてなくなっているとか、いろいろあるんだと思います。いつまでもこういう際限のない回収を続けるべきではないと思いますので、こういう住宅資金貸付特別会計自体の存在を認めがたいということで反対いたします。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第12号 平成25年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第27号 飯塚市職員定数条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人事課長

議案第27号につきまして、補足説明をいたします。議案書の5ページをお願い致します。本条例案は行財政改革に基づく組織の再編に伴いまして、職員定数を変更するもので、その合計を1,163人から211人を減じて、952人と改めるものでございます。6ページをお願い致します。新旧対照表にてご説明いたします。定数条例第2条の改正でございしますが、昨年12月の総務委員会、また、後ほど担当課よりご報告させていただきます「平成25年度の組織・機構」を基本に改正するものでございます。議会の事務局員の職員につきましては、13人を10人に、市長の事務部局の職員につきまして896人を737人、選挙、監査は現行どおりでございします。教育委員会事務局及び教育機関の職員につきましては、161人を139人、公平委員会、農業委員会については現行どおりでございします。最後に、上下水道局事務局の職員については、78人を51人にそれぞれ減じるものでございします。また、施行日を平成25年4月1日とするものでございします。

以上、簡単でございしますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○宮嶋委員

定数を改めるということですが、今の定数どおりの職員配置になっているのか。いま言われました新しい定数にあった今の職員配置になっているのか、できたらそれぞれに対して人数を教えてください。

○人事課長

職員の定数と実配置との関係でございしますが、現在、行財政改革に取り組んでいるなかで、25年4月1日の配置予定数としましては、904名を予定しているところでございします。これに対しまして、条例定数におきましては、配置定数の中には条例定数でカウントをいたします教育長及び教育委員会の少人数学級に伴います任期付職員、それから再任用のフルタイム等については、配置定数としてはカウントしておりませんが、条例定数の範囲となります。このようなものを合わせまして、それぞれの部局において、保有定数として計上しているもの、それからただいま申し上げました教育委員会の部分、こちらについても今後の採用予定も含めまして、保有定数として考えておるところでございします。例といたしまして少人数学級につきましては、本年度24年任期付きとしては、15名を採用しているところでございしますが、今後の採用予定も含めまして、25名という想定をいたしまして、条例定数を定めております。したがって、実配置にただいま申し上げました、条例定数としてカウントすべきものを加えまして、952と改正するものでございします。各部局ごとのご質問でございしますが、

それぞれ実配置に保有定数として数名程度を加算しているところでございます。

○宮嶋委員

今、実際の職員プラス保有定数というのを合わせれば、きちっと定数は守られて、新しい定数内に守られているということですが、はい、そうですね、いいです。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○宮嶋委員

行財政改革ということで職員が減らされてきているわけですが、その中で民間委託、また臨時職員をふやすと、こういうことでしのいでこられております。やっぱり、今日3.11ですが、2年前の災害のことを考えますとね、ここでも大きな水害も起こりました。そういう状況のときに、どんどん職員を減らすことで、本当に住民の暮らしや福祉を守るのかと、こういうことが問われていると思います。ぜひ、そういう立場から定数をきちっと確保すべきではないかということで、定数の削減については反対の態度をとらせていただきます。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第27号 飯塚市職員定数条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩します。

休 憩 11:08

再 開 11:15

○副委員長

委員会を再開いたします。

次に、「議案第28号 飯塚市特別職の職員等の給料の支給の特例に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人事課長

議案第28号につきまして、補足説明をいたします。議案書の7ページをお願い致します。本条例案は行財政改革に伴い、現在、実施しております市長、副市長、上下水道事業管理者及び教育長の給与減額の期限を1年間延長するもので、その減額率は、現行同様、市長10%、副市長、上下水道事業管理者及び教育長は5%でございます。変更はございません。なお、議案書の8ページに新旧対照表を記載しておりますので、ご参照ください。附則第2項に下線にて表記のとおり、平成26年3月31日まで延長するものです。

簡単でございますが、以上で、補足説明を終わります。

○副委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○宮嶋委員

いま行財政改革ということで、市民の皆さんに痛みを押しつける分、自分たちの身を削りましょうということなんでしょうけれども、これの財政効果、来年度どのくらいなるのかと、今もう何年目かになると思うんですが、この間どのくらいの財政効果があったのか、教えてください。

○人事課長

まず、ご質問の平成25年度の見込みでございますけれども、4役で効果額を申し上げますと、約325万円ほどの効果額になるものと算出をしております。平成18年度合併後、行財政改革として取り組んでおります、平成24年度までの7年間の効果額で累計いたしますと約2070万円程度の財政効果となっているところでございます。

○副委員長

ほかに質疑ありませんか。

○上野委員

何点か確認をさせていただきます。今ご答弁があったように7年間、今年度出されているのを含めた8年間ですね、この条例をだされてありますが、審議会を、いってみれば無視したような形で出されてあるんですが、法令、条例規定上、全く問題はないのかどうか、確認をさせていただきます。

○人事課長

報酬審議会とこの給与のカットに関しましては、報酬審議会の機能といたしまして、さきの一般質問でもご答弁いたしました。飯塚市執行の附属機関といたしまして設置をしております。その規則の第2条におきまして、審議会は市長の諮問に応じ、議員の報酬並びに市長、副市長の給料に関する条例を議会に提出しようとするときはあらかじめ、当該議員の報酬及び給料について審議するという規定をされているところでございます。ご質問の減額条例と報酬審議会の関係についてでございますが、報酬審議会につきましては、基本的に相当なあるべき姿、額と申しますか、その自治体のそれぞれの状況に応じた、その時点に応じて適当と思われる額を提示するものでございます。今回の減額条例につきましては、先ほども申し上げましたとおり、行革の一環として取り組んで、自ら減額をしているということでございますので、この法令等について、違反するものではないと考えているところでございます。

○上野委員

長々と答弁していただかなくて結構なんですけど、理由はどうあれ、全く問題ないと。今の齊藤市長が就任されてほとんどの期間、今回条例が通れば減額をされるんですが、報酬審議会は開かなくて、この条例を出しても全く問題ないというふうに私どもは認識をしておいてよろしいんですね。

○人事課長

そのとおりでございます。

○上野委員

わかりました。2点目なんですけど、一般質問では退職金についてもふれさせていただきました。退職金の算定基準は4年間減額された報酬や給料になるわけですね、条例が通れば。2期目は。その退職金の算定基準は、減額した部分で計算をされるんですね。

○人事課長

退職金の計算につきましては、さきの一般質問でご答弁しましたとおり、退職手当組合のほうで算定いたします。この基準では減額前の元の数字で計算をされます。

○上野委員

4年間の給料は10%カットされているけれど、退職金を計算するときは10%削減しない金額で算定されるんだよというご答弁ですよね。市長、これご存じでしたか。

○市長

普通の一般の給与退職等の計算の場合は、減額した金額で算定するのが普通だと思って、私もそうだろうと思っていましたけれど、自分自身も知りませんでした。

○上野委員

承りました。3点目、最後なんですけど審議会は開催する必要がなくて、こういう減額の条例を出せるんだよというお話なんですけど、議会のほうが特別職の報酬や私ども議員報酬につ

いて、増減額をする場合、こういう次元で決定すれば、議員提出議案として条例提案できるんですよ。

○人事課長

議員提案ということのご質問でございますけれども、法令的にそれを規制するものはございません。したがって、提案は可能でございます。ただし、文献によりますとこれは当然のことでございますけれども、増額を伴う場合予算の増も伴いますので、その財源ということもございまして、事前調整の上でご提案いただくということと、通達が出ているところでございます。

○副委員長

暫時休憩します。

休 憩 11：24

再 開 11：24

○委員長

委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第28号 飯塚市特別職の職員等の給料の支給の特例に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第29号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○課税課長

「議案第29号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」について補足説明いたします。議案書の9ページをお願いします。本議案は、法人市民税に係る法人税割の税率に関する特例期間の満了に伴い、特例期間をさらに当分の間延長するため、飯塚市税条例の一部を改正するものであります。議案書9ページに条文の改め文、10ページに新旧対照表を掲げております。この改正につきましては、必要な市民サービスを安定的に確保するには、さらなる財政基盤の確立が不可欠であるため、当該税率に関する特例期間をさらに当分の間延長するとともに、条文の見直しを行うものであります。

以上、簡単でございますが、市税条例の改正内容につきまして補足説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○宮嶋委員

法人税率は12.3%とするというのを結局14.7%というふうに当分の間改めるということですが、これによってどのくらいの、法人だから会社なるんですかね、どれくらいの方に、どのくらいの金額の影響があるのかというのを教えてください。

○課税課長

市内の法人数は、2848法人でございます。このうち100分の12.3を適用しておる法人数が、2591法人でございます。そして100分の14.7を適用しておる法人数が、257法人でございます。これについての影響額といたしましては、もしこれを14.7を適用しないと、すべての法人事業所を12.3でした場合につきましては、約5千万円程度の減

収になる試算でございます。これとあわせまして、もし14.7という法人税率を用いましたならば、6400万円程度の増収になるという試算でございます。

○宮嶋議員

よく意味はわからないんですが、2591の法人は12.3%なんですね。そして、この257だけが14.7%になりますよという条例なんですかね。

○課税課長

いま宮嶋委員の言われるとおりでございます。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

○永末委員

今回、条例改正としまして、期間のほうで少し聞きたいんですけど、当分の間というふうな形で定められていますが、これはこういった記載でよろしいのでしょうか。

○課税課長

本市におきましては昭和51年からこの14.7の不均一課税をしてまいりました。合併後もその条例を引き継いで行っておりますけれども、この間3年ごとにこの期間の特例の延長をずっと条例改正をしてまいりました。最近の県内の状況を見ますと、ほとんどの自治体におきまして、この14.7の不均一課税をする期間を当分の間というふうな表示をしておりますので、今回期間の延長の条例改正に合わせまして、ここのところの文言を当分の間ということにさせていただきたいというふうに考えております。

○永末委員

今の御答弁ですと、他自治体が当分の間と記載されているがためにそれを参考にして、当分の間というふうに定めるといふことだと思っておりますけれども、その3年ごとに改正をされてきたというふうにおっしゃったんですけど、それを今後も継続していくのであれば、当分の間というふうな表現を使わなくてもいいような気がするんですけど、どうでしょうか。

○課税課長

いま永末委員が言われますように、わざわざ改正する必要がないんじゃないかというふうな御指摘でございますけれども、期間について、3年ごとに条例改正の議案を提出させていただくわけでございますけれども、状況の変化等々にすぐ追随できるような形で文言の整理をしたということでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○宮嶋議員

257の法人なんですけれども、これは資本金が3千万円を超えるというようなことが書いてあったような気がするんですけども、そういうことでいいんですかね。

○課税課長

この税率の適用につきましては、資本金が1億円以下の事業所、2,591法人につきまして、14.7の資本金の対象となる事業所は、1億円を超える資本金の法人でございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第29号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第36号 飯塚都市計画事業飯塚本町東土地区画整理事業施行規程に関する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○中心市街地活性化推進課長

議案書の29ページをお願いいたします。市が土地区画整理法の規定に基づき土地区画整理事業を施行しようとする場合におきましては、同法第52条第1項の規定に基づき施行規程及び事業計画を定めなければならないとなっており、同法第53条第1項の規定により、施行規程は条例で定めることになっております。そこで、本条例は、永楽町商店街及び平成20年4月の本町火災跡地周辺の約0.65ヘクタールについて市が土地区画整理事業を施行するために提出したものでございます。

施行規程につきましては、土地区画整理法第52条第2項の規定により、土地区画整理事業の名称、施行地区に含まれる地域の名称、土地区画整理事業の範囲、事務所の所在地、費用の分担に関する事項、土地区画整理審議会並びにその委員及び予備委員に関する事項及び、その他政令で定める事項として地積の決定の方法を記載しなければならないことになっております。

主な内容をご説明いたします。第2条におきまして、事業の名称を飯塚都市計画事業飯塚本町東土地区画整理事業としております。次に、第4条におきまして、事業の範囲を法第2条第1項及び第2項に規定する事業としておりますが、法第2条第1項では土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業となっており、本事業では区画道路・都市計画道路・広場の整備が該当いたします。また、法第2条第2項では第1項の事業の施行のため、もしくは土地の利用の促進のため、必要な工作物等の設置、管理及び処分に関する事業等となっており、本事業では上下水道等が該当いたします。

次に、第6条の費用の負担でございますが、ここに掲げております公共施設管理者負担金、国庫補助金、協議による負担金以外は施行者である市が負担いたします。

次に、第7条以下の土地区画整理審議会でございますが、法第56条の規定により、市町村が施行する土地区画整理事業ごとに、市町村に土地区画整理審議会を置くことになっておりまして、換地計画、仮換地の指定及び減価補償金の交付に関する事項について同意や意見を述べることになっております。

次に、第8条の委員の定数につきましては、法施行令の規定により、面積が50ヘクタール未満の施行地区は10人となっております。このうち、施行地区内の宅地の所有者及び施行地区内の宅地について借地権を有する者が、それぞれのうちから各別に選挙する委員の8人については立候補制による選挙、学識経験を有する者については市長が選任することにしております。

次に、第16条の基準地積につきましては、換地計画において換地及び清算金額を定めるときの基準となる各筆の地積は、原則として、条例施行の日、現在の土地登記簿上の地積としております。

次に、第19条の評価員につきましては、法第65条の規定により、土地又は建築物の評価について経験を有する者3人以上を審議会の同意を得て、評価員に選任しなければならないこととなっておりますので、3人としております。

次に、第22条の高度利用推進区への申出に係る宅地の規模につきましては、500平方メートル以上としておりますが、これは都市計画決定された高度利用推進区での最低建築面積250平方メートル、建ぺい率60%に加え、この地区の平均減歩率約15%を勘案したものでございます。

次に、第24条の清算金につきましては、換地において従前・従後に不均衡が生じたと認められる際に金銭で清算することをごさいます。その算定方法を記載したものでございます。

最後になりますが、附則におきまして本条例は、土地区画整理事業の事業計画の決定の公告

の日から施行することにしております。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○明石委員

お尋ねいたします。これは中心市街地活性化に伴う条例の制定ですかね。

○中心市街地活性化推進課長

中活を推進していく上で、核事業としております3つの内の1つ、土地区画整理事業ということでございます。

○明石委員

これは公にはなっていないかと思いますが、一部議員から特別委員会を設置してはどうかという、中心市街地活性化のですね、そういう話がちょっと上がっていましたが、先ほどもちょっと問題にというか、提案がありましたけど、書類だけの配付も必要でしょうけど、実はあまりにも大きな事業で、できれば要望でございますけど、何カ月に1回かは現地の調査というのか、視察というのか、そういうものもやっぱり必要ではないかと、それは個人的に行けと言われれば、勉強もしますが、議員としてやはりどういうふうな状況になっているかということも、ぜひ見たいと思うし、説明を現地で受けたいと思いますので、これは要望ですけど、どんなものでしょうか。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。要望でしょ。

○中心市街地活性化推進課長

この中活事業、このほかにもいろいろございます。やはり、これを皆様方に十分わかっていたかどうかということも必要だと思っておりますので、そういう現地視察等も今後相談をさせていただきたいと、検討していきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○永末委員

さきの説明にありました評価委員なんですけど、審議会の委員さんについては、ある程度詳細にどういった方がなられるというのは、書かれていると思うんですけど、評価委員というのはどういった方がなられて、誰がこの方を選任するのでしょうか。

○中心市街地活性化推進課長

選任につきましては市長が選任するとしております。他地域の事例でございますけれども、不動産鑑定士とか、市町村や法務局の職員の方、金融機関の職員等が選任をされておりますので、今後検討させていただきまして、候補者をあたっていきたいというふうに考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第36号 飯塚都市計画事業飯塚本町東土地区画整理事業施行規程に関する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第39号 土地の処分(旧飯塚リサーチパーク)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○管財課長

議案書47ページをお願いいたします。「議案第39号 土地の処分（旧リサーチパーク）」について、ご説明いたします。提案理由について、普通財産を売却するため、地方自治法第96条第1項第8号及び飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。この土地の処分については、単独では、1区画では議決要件に達していませんが、一団の土地、第1から3区画の面積1万1613.69平方メートル、売却予定価格1億5430万1千円でありまして、かつ隣接した3区画の一部であるため、議会の議決を求めるものでございます。

内容について、所在地飯塚市幸袋字昆砂門575番13外1筆、地目宅地、処分面積3,445.58平方メートル、落札価格4548万2千円、契約の相手方、住所、福岡県飯塚市仁保232番地7、氏名、高栄土地開発株式会社 代表取締役 縄手鈴枝。土地の経緯について、この土地については、研究開発型企業の集積を目的に、平成4年に造成し、平成5年4月から立地企業の誘致を行ってきたもので、産学振興課から管財課へ所管替えの後、一般競争入札での売却を行っております。公募と結果について、平成24年12月7日から28日まで公募を行い、申込者1者の申込がございました。平成25年1月18日に入札において1者にて入札を行い、売却予定価格の4548万2千円で落札しております。なお、売却後は宅地開発分譲による計画を予定されています。

なお、今回につきましては、過去の自治省の通知、売却の対象となった土地の一体性を基準にして議会の議決の必要性の有無を判断すべきであるとの判例、及び県の1から3区画を1団の土地とみなすこともあり得るとの意見に基づき、本土地の売却にあたっては、3区画、それぞれ区画ごと従来の売払いを継承しつつ、隣接した土地であるため、土地の一体性を基準とした一団の土地として、一般競争入札募集を行い、議会の議決を求めたものでございます。しかしながら、最新の判例として、土地の売払いにおいて「1件とは、当該不動産を取得する際の契約の単位を意味するものと解するのが相当である」との判決がでております。今後は、この判例結果を受けて、土地の売却において、1区画ごとの1契約として判断する方向で法制係等と協議を進め、売却を進めてまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、説明にかえさせていただきます。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○宮嶋委員

このときは予定価格で落札ということですが、平米単価はいくらになりますか。

○管財課長

平米単価は1万3200円でございます。

○宮嶋委員

ここは以前、研究開発ということで、単価が決まっております、一度価格を下げられたと思うんですけども、そのときの単価はいくらだったかわかりますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11：48

再 開 11：48

委員会を再開いたします。

○管財課長

平米単価1万8千円でございます。

○宮嶋委員

1万8千円から今回は1万3200円に変えられた理由は何ですか。

○総務部長

ここはもともと企業誘致、特に研究開発型の土地ということで、原価方式、買収単価それに造成費をくわえた中での単価設定で過去からずっと処分を、企業誘致をですね、これに経済部のほうで努めておたわけでございますけれども、ご承知のように今日まで売れてこなかったということで、一昨年、用途地域の変更をして普通財産として売り払うと、住宅用地としてですね、ですからそれに合わせた鑑定をとってこの価格になったというところでございますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

○宮嶋委員

この契約の相手方ですけども、過去に行政処分とか、そういうものを受けた業者ではないでしょうか。

○管財課長

そのようなことは承知しておりません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永末委員

先ほど、最後のほうのご説明でももとの土地が横の土地もあって、関連性があって本来であれば議会の議決に付す必要はないんだけど、判例に従って今回は市議会のほうの判断を仰ぐと、そういった形になっているというふうにご説明を受けたかと思えます。最後のほうで最新の判例の状況ですと、もうそういった判断をすることなく今後は1つの土地であれば、1つの土地として売るというふうな考え方なんでしょうか。

○管財課長

最新の、これは平成20年度から千葉県酒々井町というところで裁判が行われておたわけでございますけれども、同様の用地買収関係で訴訟が起こった中でですね、単位といたしましては、1契約についてしていくべきであるというような判例が相当であるというような判例が出ておりますので、それをもとに内部で協議してまいりたいと、進めてまいりたいと考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第39号 土地の処分(旧飯塚リサーチパーク)」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第41号 新市建設計画の一部変更」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○総合政策課長

「議案第41号 新市建設計画の一部変更」について補足説明いたします。議案書の52ページ及び別紙にて配付しております新市建設計画新旧対照表をお願いいたします。新市建設計画につきましては、平成17年3月に飯塚市、穂波町、筑穂町、庄内町、颯田町合併協議会にて作成したものでございますが、このたび市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定に基づきまして、新市建設計画の一部を変更することにつきまして、議会の議決を求めるものでございます。変更の内容につきましては、法律改正によりまして合併特例債を起すことができる期間が10年間から15年間に延長されたことに伴いまして、計画の期間及

び財政計画表を10年間から15年間に変更するものでございます。財政計画表につきましては、平成18年度から23年度までは決算額を、平成24年度は決算見込み額を、平成25年度から32年度までを平成24年、昨年12月議会中の各常任委員会で報告いたしました財政見通しの数値を使用して作成しております。内容の説明は省略させていただきます。なお、本計画案につきましては、同法第5条第8項の規定に基づき福岡県との協議は終了しております。本議会におきまして、議会の議決が得られましたなら、総務大臣及び福岡県知事へ提出することになっております。

以上簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○宮嶋委員

合併特例債が5年間延長されたというところ辺りでの変更だと思いますが、我が党は新市計画に当初から反対しておりまして、巨額のむだ遣いとなりかねない大型プロジェクトがたくさん組まれておりますということもありまして、本案については反対の態度とらせていただきます。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第41号 新市建設計画の一部変更」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は举手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第47号 福岡縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡縣市町村職員退職手当組合規約の変更」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人事課長

それでは議案第47号につきまして、補足説明をいたします。別冊になっております追加議案書の3ページをお願いいたします。本案につきましては、田川地区清掃施設組合から糸田町及び福智町が脱退すること、及び福岡縣市町村災害共済基金の解散により、平成25年3月31日限りで「福岡縣市町村職員退職手当組合」を脱退すること、並びに、糸田町及び福智町で新たに構成する下田川清掃施設組合が、平成25年4月1日から「福岡縣市町村職員退職手当組合」に加入することなどに伴い、「福岡縣市町村職員退職手当組合」を組織する地方公共団体の数を増減し、「福岡縣市町村職員退職手当組合規約」を変更することに伴いまして、議会の議決を求めるものでございます。具体的な規約の変更内容につきましては、議案書の5ページから7ページにわたり、新旧対照表が記載されております。内容の説明は省略させていただきます。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第47号 福岡縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福

岡縣市町村職員退職手当組合規約の変更」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

おはかりいたします。案件に記載のとおり執行部から5件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「飯塚市中心市街地活性化の取組み状況について」、報告を求めます。

○中心市街地活性化推進課長

資料を提出しておりますので、提出資料をお願いいたします。主なものを説明いたします。飯塚本町東地区整理事業につきましては、1月25日に関係者による勉強会を開催し、法手続きの状況や区画整理事業の進め方などを説明し理解を深めていただくようにしております。

次に、優良建築物等整備事業推進協議会においては、マンションデベロッパーの募集要領などを検討しております。3月6日に開かれた同協議会で募集要領や選定スケジュールがほぼ決定されております。その主な内容でございますが、評価委員会を設置したうえで本年7月に事業者を公募し、一次審査、二次審査を行い、本年10月に事業者を決定する予定となっております。なお、評価委員については、今後検討することになっております。商業継続者につきましては個別訪問を行い生活再建シミュレーションの協議を行っております。また、2月19日に土地区画整理事業の設計概要の県認可が下りましたので、先程審査いただいた施行規程に関する条例のご議決をいただければ、3月下旬に事業計画決定、公告を行いたいと考えております。

吉原町1番地区市街地再開発事業につきましては、2月1日に市街地再開発組合の設立認可が公告され、2月2日に設立総会が開催されました。今週には県知事あて事業計画の認定申請を行う予定でございます。今後は、本年9月からの解体・整地工事着手、平成27年5月の再開発ビル竣工を目指して事業を進めることになっております。ダイマル跡地整備事業につきましては、2月20日に根抵当権抹消訴訟の判決、「被告のアイランドの企業は根抵当権抹消手続をせよ」とする内容ですが、これが確定しましたので、まずは根抵当権の抹消を行い、その後、解体工事の時期を勘案しながら所有権移転登記を行うことになっております。また、地元説明会をできるだけ早く開くことで、株式会社まちづくり飯塚と協議しているところでございます。

最後になりますが、今後3つのハード事業の進捗が本格化するなかで、中活課の執務室が狭隘等となるため、来週18日から立岩公民館3階に執務室を移すことにしておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上、簡単ですが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成25年度の組織・機構について」、報告を求めます。

○行財政改革推進室主幹

平成25年度の組織・機構についてご報告いたします。お手元の資料の「飯塚市行政機構図新旧比較表」をお願いします。平成25年度の組織・機構につきましては、昨年12月の総務委員会において条例改正に関する補足資料として報告をしておりましたが、最終的に決定いたしましたので、報告するものでございます。左側が現行の平成24年4月1日現在の組織で

ございます。右側が平成25年4月1日予定の組織でございます。表の右側の一番上ですが、平成25年4月1日現在の職員数実数（見込み）でございますが、904人としております。また、条例定数は今議会に条例改正案を提案しておりますが、平成24年4月1日現在で1,163人となっております。

次に、昨年12月の総務委員会報告時からの決定、あるいは変更部分のみご報告いたします。まず、課の名称でございますが、左側の真ん中より下のほうですが、「こども・健康部」でございます。「保育課」としておりましたが、これを「子育て支援課」へ、「保険・年金課」を「医療保険課」へ、「スポーツ健康課」を「健康・スポーツ課」と決定し、変更いたしております。次に、組織の一部変更でございますが、裏面をお願いします。真ん中より少し下でございますが、教育部の学校施設整備推進室の業務を教育総務課へ集約、移管することに伴い、廃止としておりましたが、小中一貫校の建設、建設用地の買収等の業務を進める上で整備室が果たしてきた役割機能は当分の間必要であるとの判断から、引き続き「室」として存続することにいたしております。

以上で、平成25年度の組織・機構について報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「東日本大震災被災地職員派遣について」、報告を求めます。

○人事課長

それでは「東日本大震災被災地職員派遣について」ご報告申し上げます。平成25年度施政方針のとおり、平成25年度の東日本大震災被災地への支援につきましては、職員の派遣を平成24年度に引き続き実施することとしております。このことにつきまして、「東日本大震災飯塚市支援対策本部会議」において決定し、調整を図って参りました。また、昨年10月には、本年度、職員を派遣しております相馬市幹部職員の方々が本市を訪問され、派遣に対するお礼を受けるとともに、次年度においても継続した職員派遣について強い要望がなされております。相馬市に対しましては、震災後直ちに救援物資を搬送するとともに、昨年8月から本年3月までの間、事務職職員を派遣し支援を行っております。この度、この要請を受け本市職員を派遣することといたしましたので、その概要についてご報告させていただきます。

派遣先といたしましては、いま申し上げました福島県相馬市、派遣職員数1名、派遣職員30代男性、事務職としております。派遣期間、平成25年4月1日より来年、平成26年3月31日までの1年間としておるところでございます。従事する業務内容といたしましては、「災害危険区域の土地の権利調査」、「防災集団移転の用地取得に関する事務」など、現在も従事しております業務が予定をされているところでございます。なお、東日本大震災発生以来、本市の本日までの被災自治体への職員派遣数は、延べ37名となっております。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○永末委員

被災地への派遣のほう、本当にお疲れさまでございます。少し確認をさせていただきたいんですけども、昨年も事務職員の方を派遣されて、今年も1年間、30代男性の方を派遣する予定があるということですけども、まずこちらの方っていうのは、今年度ですね、24年度と同じ、全く同一の方であるのか。加えまして、実際にそちらのほうに行かれて、いろんなことを、普段こちらのほうで体験できないようなことを体験されていると思うんですけど、そういう経験とかを本市のほうに生かしていくようなことは、どういうふう考えてらっしゃる

のか。

○人事課長

まず第1点目の派遣の個人についてでございますが、この1年間の職員については、新たに公募いたしまして応募してきた職員でございまして、23年、24年度に派遣した職員ではございません。ただ、この職員といたしましては、東北のほうに震災後、1度相馬市のほうに訪れております。それから、この報告、成果についてでございますけれども、この点につきましては、現在も郡山市、相馬市に派遣をしております、この派遣者につきまして、中途、帰飯と申しますか、飯塚市のほうへ立ち戻りまして、その報告会を定時的に行っているところでございます。これにつきまして、23年、24年度においてもそのような形でしております。今後、この1年間、また25年度派遣をしましりましたら、適宜報告を受けながら、各職員にもその状況等を報告したいというふうを考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「市道上の車両損傷事故発生について」、2件の報告を求めます。

○管財課長

2件ございますので、先に1月18日に発生しました事故の件からご報告いたします。お手元に事故現場見取図を配付いたしておりますが、資料に基づき市道上の車両損傷事故発生について、ご報告いたします。本年1月18日、金曜日、午前10時30分頃、市道小峠団地1号線のカーブ付近において、未明から降り出しました雪で立木の腐朽した枝の部分が折れ、落下し、駐車車両の荷台上部を損傷させたものでございます。損害賠償については、現在、示談交渉を行っております。

もう一件につきまして、ご報告いたします。同じく、資料に基づき市道上の車両損傷事故発生について、ご報告いたします。本年1月25日、金曜日、午前11時頃、田川市在住の運転する車両が、市道佐與・鹿毛馬線を佐與方面に向け走行中、突然、市道脇からの雑木の折れた大枝が倒れてきたため、避けることができず接触しフロントバンパーを損傷したものです。損害状況は人身傷害はなく、フロントバンパーを損傷したものでございます。事故発生の原因は、市有地の管理が不十分であったことが起因するものと考えられます。損害賠償額は、市の過失割合100%の事故であるため、市は68,431円を相手方に支払うものでございます。なお、この事故につきましては、本会議最終日の21日に専決処分として報告することといたしております。

以上、市道上の車両損傷事故の報告を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件2件はいずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

閉会を前に皆さんに一言御礼を申し上げます。つたない委員会運営でございましたが、2年間、議員の皆さん、執行部の皆さんご協力を賜りましてスムーズな委員会運営ができました。本当にありがとうございました。おかげさまで2年間の職責を何とか果たすことができそうです。ありがとうございました。なお、副委員長からも一言御礼のごあいさつがあるそうですので、受けたいと思います。

○副委員長

本当に2年間、皆さんには大変御迷惑をおかけしたと思います。本当にありがとうございました。また今後、自分自身しっかりと議員として行動していきたいと思っています。本当にあ

ありがとうございました。

○委員長

以上をもちまして総務委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。